

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和7年12月17日

大久保浄水場浄水での水質基準値を超える
しゅうそさん
臭素酸の検出について

令和7年12月16日、県営の大久保浄水場（さいたま市）の浄水において、臭素酸が水道法に定める水質基準値（0.01mg/L以下）を超える濃度で検出されました。

1 大久保浄水場浄水での臭素酸の検出及び対応状況

給水先の受水団体の水質検査で臭素酸が検出されたとの情報を受け、大久保浄水場浄水の臭素酸を測定したところ、下表のとおり水質基準値を超過していることが判明しました。

浄水処理で臭素酸は除去できないため、臭素酸が検出されていない他の県営浄水場から大久保浄水場の送水エリアに送水することで、同浄水場の送水エリアを縮小する対応をとっています。

また、大久保浄水場の原水（河川水）と浄水の測定を継続するとともに、測定結果を市町等の水道事業者と共有しています。

大久保浄水場の臭素酸測定結果

単位:mg/L

採水日時	原水	中央系浄水	西部系浄水
12/16 18:00	0.008	0.017	0.019
12/16 21:00	0.006	0.013	0.016
12/17 0:00	0.006	0.010	0.012
12/17 3:00	0.006	0.009	0.009
12/17 6:00	0.006	0.004	0.009

※浄水処理にかかる時間（原水→浄水） 約8時間

※大久保浄水場は、中央系、西部系の2つの系統で浄水処理を行っています

2 飲用した場合の健康影響

臭素酸の水質基準値は長期的に飲用した際の健康影響を評価したものであり、安全性を十分考慮して設定されています。そのため、基準値を超過した水を飲用したことにより直ちに健康に影響を与えるものではありません。

3 大久保浄水場の送水エリア

県営水道では、市町等の水道事業へ水道用水を供給し、市町等の水道事業では、県営水道から供給された水道用水と地下水などの独自に確保した水を合わせて各御家庭や事業所に水道水を給水しています。大久保浄水場の送水エリアは以下のとおりです。

〈中央系〉

さいたま市（岩槻区を除く）、川口市、蕨市、戸田市、草加市、上尾市、
桶川北本水道企業団、蓮田市、伊奈町

〈西部系〉

さいたま市（西区の一部）、川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、
朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、
坂戸、鶴ヶ島水道企業団、日高市、毛呂山町、越生町、ときがわ町

※臭素酸とは

- ・ 水質基準 0.01mg/L 以下
- ・ 使用用途 毛髪のコールドウェーブ用薬品等
- ・ 毒性 発がん性
- ・ 有効な浄水処理方法はない（浄水場で除去できない）